



## 高梁川流域7市3町 公立図書館相互利用

# 新見市立図書館

## 利用案内

### はじめて利用する方へ

資料を借りる時には、「利用者カード」が必要です。  
高梁川流域7市3町（総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市）に在住の方に発行します。

※高梁市在住の方は、通常の利用者カードが作れます。

「利用者カード申込書」を記入し、名前・住所がわかるもの（運転免許証・保険証・学生証など）を添えてカウンターにお出してください。

※小学生以下の方は、保護者と一緒にお越しください。

※再発行手数料は50円です。

紛失・破損等にお気をつけください。

※住所・電話番号等に変更があれば、図書館までお知らせください。

\*\*\* 図書館からのお願い \*\*\*



図書館の資料は  
大切に扱いましょう



館内は禁煙です



携帯電話・スマートフォン等での  
通話をご遠慮ください。

### 貸出

借りたい資料と利用者カードをカウンターへお出しください。

5冊まで 2週間

（新着図書・雑誌・マンガ・視聴覚資料は  
貸出できません）

※視聴覚資料について、1日2点まで館内視聴ができます。（哲西・おおさ・神郷のみ）

※貸出期間を一度だけ延長できます。ただし、督促資料がある時は、貸出・延長ができません。

※予約・リクエストはお受けできません。（Web予約含む）

### 返却

借りた資料をカウンターへお返しください。

利用者カードは不要です。

※流域内の公共図書館であれば、どの図書館の窓口でも返却できます。その場合、必ず「相互利用の返却」とお伝えください。

### レファレンスサービス

本を探しているときや調べたいことがあるときは、お気軽に職員にお尋ねください。

図書館の資料を使って、調査・研究のお手伝いをします。

### 複写サービス（中央・哲西のみ）

図書館の資料を著作権の範囲内でコピーできます。